

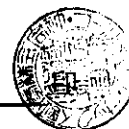


【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 1
【根拠条文】 法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ゴールドマン・サックス証券株式会社

代表取締役社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】 平成18年9月30日

【提出日】 平成18年10月13日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4名

【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	(株)クリード
会社コード	8888
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都千代田区霞が関3-2-5

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムス・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,465		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 1,465	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 1,465		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 168,019
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.87
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.03

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 1,459株の借入

第2【提出者に関する事項】**2【提出者(大量保有者) / 2】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	5,729		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 5,729	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 5,729		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 168,019
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	3.41
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	2.64

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 5,566株の借入(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド等からの借入)

第2【提出者に関する事項】**3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

該当なし

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			0
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)		0	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	168,019
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.02

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】**4【提出者(大量保有者) / 4】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	860		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 860	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 860		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 168,019
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.51
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.21

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 857株の借入

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			100
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	100	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	168,019
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.06
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.13

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】**6【提出者(大量保有者) / 6】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人(有限責任会社)
氏名又は名称	Goldman Sachs Hedge Fund Strategies LLC
住所又は本店所在地	701 Mount Lucas Road, Princeton, NJ08540, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 9 年 4 月 9 日
代表者氏名	George Walker
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業、コモディティ・プール・オペレーター、コモディティ・トレーディング・アドバイザー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

該当なし

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			0
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	0	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	168,019
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.01

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.
- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	8,054		100
新株予約権証券（株）	A	—	F
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 8,054	L	M 100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 8,154		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18年8月31日現在)	Q 168,019
上記提出者の 株券保有割合（%） (O/(P+Q)×100)	4.85
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	5.06

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木六丁目 10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木六丁目 10-1
六本木ヒルズ森タワー
日本における代表者 持田 昌典



0000000000
000000

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

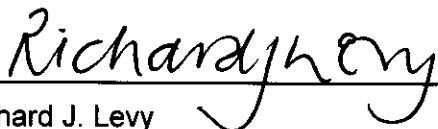
We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By:



Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

〔署名〕

〔氏名〕 リチャード・ジェイ・レヴィ
〔役職〕 マネージング・ディレクター

September 21, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs Asset Management, L.P.,



Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Goldman Sachs Asset Management, L.P.

平成 18 年 9 月 21 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所： 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P. は、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

[署名]

[役職] エレン・ポージス

[氏名] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

October 1, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo 106-6147 JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: _____



Name: Roger S. Begelman
Title: Chief Compliance Officer
Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

[氏名] ロジャー・エス・ビーゲルマン
[役職] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所： 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所：東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
商号：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 土岐 大介



1 October 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd.


Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

GOLDMAN SACHS HEDGE FUND STRATEGIES LLC hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of GOLDMAN SACHS HEDGE FUND STRATEGIES LLC,



Name: David S. Plutzer

Title: Vice President and Assistant General Counsel
GOLDMAN SACHS HEDGE FUND STRATEGIES LLC

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・エルエルシーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

〔名前〕 デイヴィッド・エス・プラッツァー

〔役職〕 ヴァイス・プレジデント 兼 アシスタント・ゼネラル・カウンセル

ゴールドマン・サックス・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・エルエルシー